

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器検査所の登録又はその更新
概 要	高圧ガスを充填するための容器又はその附属品の再検査は、市長が行う容器検査所の登録を受けた者のみが行うことができます。なお、容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失います。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項、50条第1項及び同条第3項 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第12条の2 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請者が、高圧ガス保安法第7条各号のいずれにも該当せず、かつ、過去2年以内において容器検査所の登録の取消しを受けたことがないこと、また、申請された容器検査所の検査設備が高圧ガス保安法第50条第3項の技術上の基準に適合していることが必要です。 ・容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第33条 ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第24条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成9年3月25日通商産業省告示第150号) ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成28年6月30日経済産業省告示第184号) ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	容器検査所の登録又はその更新を受けようとするとき
提出方法	容器検査所登録申請書又は容器検査所登録更新申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	16,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	